

参考配布

令和3年2月18日

【照会先】

職業安定局 需給調整事業課

課長 松原 哲也

主任中央需給調整事業指導官 井上 英明

課長補佐 森岡 巨博

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5335、5324)

(直通電話) 03(3502)5227

労働者派遣法違反に係る告発について

標記について、群馬労働局から別添のとおり告発の実施に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。

なお、別添は、群馬労働局が配布した資料です。



令和3年2月18日

【照会先】

群馬労働局職業安定部需給調整事業室
室長 竹内 弘佳
需給調整指導官 金井 正一
電話 027-210-5105

無許可で労働者派遣事業を行った疑いで刑事告発

群馬労働局（局長 丸山陽一）は、令和2年11月13日、下記の者を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）違反の疑いで、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項の規定に基づき、群馬県高崎警察署に告発した。

告発後、捜査への影響を考慮し公表を差し控えていたところ、群馬県警察本部生活安全部生活環境課及び群馬県高崎警察署が逮捕し、発表したことから、本日公表するものである。

記

第1 被告発人

- (1) 株式会社 L e R e v e
- (2) 同社 代表取締役 A

第2 罪名及び罰条

- 労働者派遣法違反
同法第5条第1項（無許可派遣）
同法第59条第二号（罰則）
同法第62条（両罰規定）

第3 告発の事実

被告発人は、群馬県高崎市に本店を置き、平成30年9月30日から令和2年2月29日までの間、労働者派遣法第5条第1項に規定する厚生労働大臣の許可を受けることなく、自己の雇用する労働者を他社に派遣し、その指揮命令の下で労働に従事させる労働者派遣事業を行った疑いがある。

《参考》

○労働者派遣法（抄）

【用語の定義】

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 労働者派遣 自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。

【労働者派遣事業の許可】

第5条 労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 二 第5条第1項の許可を受けないで労働者派遣事業を行った者

第62条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第58条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○刑事訴訟法（抄）

【告発】

第239条

- 2 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

【告訴・告発の方式】

第241条 告訴又は告発は、書面又は口頭で検察官又は司法警察員にこれをしなければならない。

【告訴・告発を受けた司法警察員の手続き】

第242条 司法警察員は、告訴又は告発を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない。